

「答申(案)の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間：平成26年8月5日から平成26年8月20日まで
- 2 意見送付者数：3（内訳：消費者団体 1、生活協同組合等2）
- 3 御意見の内容

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	柱No.	内容		
1	P.6	施策の柱2	情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進	<p>法令への違反事例があとを絶たない中で、監視指導の充実にとどめず、違反事業者への指導や行政措置が十分とられているかどうか、都民に伝わっていない。広報の工夫もさらに必要だが、他部署との連携も含めて指導や行政措置を強化していく取り組みが必要。</p> <p>違反事業者等への指導や行政措置の強化をすべき。</p>	<p>事業者に対する行政措置の前提として、監視指導を行っていく必要があります。施策の柱2では、広域流通食品や輸入食品、「健康食品」などに対する監視指導の施策を体系化し、これらの取組を通じて、関係各局が連携し、違反事業者への指導等を適切に行っていくことを明らかにしています。</p>

第2章 食品の安全確保のための施策

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
2	P.8～9	—	(施策の体系化)	<p>第1章第2節で、3つの柱の各「課題」と「対応」が整理されている。特に「対応」と整理された事項がそのまま重点施策なのかどうかや、重点施策タイトル名との関係がわかりづらく、さらに整理や説明が必要。</p> <p>3つの施策の柱のそれぞれの中柱や重点施策と、前章第2節で述べられた「課題と対応の方向性」の関係を明確にして、わかりやすい体系にすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、重点施策については、諸課題に迅速・的確に対応するため、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点に基づき、基本施策から選定した旨、表現を修正しました。(P.21第3節1「重点施策の選定の考え方」)</p>
3	P.10 P.21～22	基本1 重点1	東京都エコ農産物認証制度の推進	<p>東京都エコ農産物認証制度は新たに導入された制度のため、現行計画で推進課題とされているGAPとの関係が分かりづらくなっている。</p> <p>東京都エコ農産物認証制度とGAPとの関係について分かりやすい説明をすべき。</p>	<p>GAPについては、農業者が農業生産の工程管理を行うための手法であり、東京都エコ農産物認証制度は、環境保全型農業を推進する農業者を認証するエコファーマー認定制度と、化学合成農薬と化学肥料の使用量を減らして生産された農産物を認証する東京都特別栽培農産物認証制度を統合したものとなります。</p> <p>推進計画の改定に当たっては、より安全・安心な農産物の生産を進める新しい制度である東京都エコ農産物認証制度を推進するため、この施策を重点施策としました。なお、GAPの考え方は、都において今後も農業改良の普及指導に当たり活用していくべきと考えます。</p>
4	P.10 P.22～23	基本3 重点3	国際基準であるHACCP導入支援	<p>HACCPがとすれば衛生管理の万能のツールとして認識されがちであり、誤解のない説明と導入の応援にもなる消費者への理解推進が必要。</p> <p>HACCP導入支援や新たなHACCP導入型基準の規定について、P.6でも触れられている市場ニーズや食品業界の動向などとの関係や導入の必要性について、わかりやすい説明と消費者の理解推進に取り組むべき。</p>	<p>HACCPについては、消費者への理解を進めることが事業者による導入の動機づけになると考えられますので、導入支援の一環として、引き続きホームページ等を通じHACCPの仕組みなどを分かりやすく提供していくべきと考えます。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
5	P.11	基本6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用	<p>推進計画期間中に豊洲新市場の開場が見込まれる。新市場予定地では、かつてガスの製造工場です。都市ガスの製造・供給が行われており、ガスの製造工程で生成された、7つの物質(ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム)による土壌および地下水の汚染が確認されている。また、首都圏直下大地震とそれに付随する液状化により、それら物質の流出も気にかかる。基本施策No.6、No.29の施策を行うことの前提として、新市場の建設中ではもとより開場後も継続的な検査と情報提供することを要望する。</p>	<p>卸売市場における食品の安全確保については、卸売市場が食品の流通拠点であることの特性を踏まえ、基本施策No.21「広域流通食品に対する監視」、基本施策No.6「卸売市場内での安全・品質管理者の活用」及びNo.29「卸売市場内における危機管理対応」を引き続き推進していくべきと考えます。なお、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策については、これら基本施策実施の前提として、都が適切に対処していくべき問題と考えます。</p>
	P.16	基本29	卸売市場内における危機管理対応		
6	P.12	基本11	食中毒の発生動向及び原因調査	<p>基本施策No.11において腸管出血性大腸菌O157、サルモネラを取り上げて調査・分析し、感染源の解明に活用するとしているが、食中毒の発生状況として、ノロウイルスによる食中毒が原因の1位をしめている。2014年1月には、浜松市で学校給食のパンを原因とするノロウイルスによる食中毒では1,000名近くの患者が発生した。高齢者や子どもへの感染は被害の拡大にとどまらず重症化も懸念される。食品事業者や施設等の衛生管理、従事者の健康管理など、ノロウイルスをはじめとした食中毒を未然に防ぐための施策が必要。</p>	<p>近年の都内における食中毒発生状況をみると、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒が発生件数の半数以上を占めています。特に、ノロウイルスは1件当たりの患者数が多く大規模となる傾向があり、このような食中毒を未然に防止するためには、事業者による自主的衛生管理を一層推進していくことが必要である旨、答申に記載してあります(P.5)。このことから、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」やNo.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策としました。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
7	P.15	基本21	広域流通食品に対する監視	<p>概要で述べられている「重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する」とのことだが、事後処理として受け止める限りで評価する。しかしながら、2008年の中国製冷凍ぎょうざ事件、昨年発生したアクリフーズの農薬混入事件等の食品テロともいべきものに対しては、緊急対応マニュアルの整備、事業者の協力も含めた総合的な連携強化が必要。</p> <p>また、アクリフーズの「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」による「社会への提言」にありますように①包装異常やへこみ、ふくらみのある食品は食べない、②開栓時にふだんと異なる感触だった飲料は飲まない、③ふだんと異なるにおいや味、外見など、疑いを持った食品は食べない等々のことを消費者に対して啓発することも重要。</p>	<p>食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面があります。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にもつながることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考えます。このため、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、No.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策とし、No.21「広域流通食品に対する監視」の概要に「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う」旨を追記しました。(P.15)</p> <p>また、緊急時には迅速で正確な情報提供が必要なため、基本施策No.28「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」を重点施策としました。</p> <p>さらに、都民への情報発信については、基本施策No.30「食品の安全に関する普及啓発・情報提供」において、食品の安全や安全対策に関する情報を都民へ分かりやすく提供していくべきと考えます。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
8	P.15 P.23 ~24	基本22 重点5	輸入食品対策	<p>「輸入食品対策」も重点的な取り組みの対象としているが、多くの食品を海外に依存している日本は監視体制の強化が必要。特に「照射食品」は1972年ジャガイモの発芽防止に例外で許可され、国内ではJA士幌町のみが行っている。しかし、海外では多様に使用されている実態があり、2013年も中国やブラジルなどからの輸入品に食品衛生法違反事例があると報告をうけている。</p> <p>また今年度は健康食品としてデパートやネット通販で人気の青汁の一部で原材料として使われている輸入大麦若葉エキス末が放射線照射により違法に殺菌されていたことが、市民の独自調査で明らかになった。食品への放射線照射は認められておらず、これは食品衛生法違反である。照射食品の検査法は熱ルミネッセンス法など、いくつかの検知法があるが、確実な検知法が確立されていない。輸入された食品に違法な照射が行われたかどうか、業者から提出された書類のみの確認であり、書類に記載がなければ国内流通してしまう恐れがある。照射食品の検知法についても、研究と開発を要望する。</p>	<p>御意見のとおり、多くの食品を海外に依存している我が国において、輸入食品の安全性の確保は重要であり、そのために、都は輸入事業者の自主的衛生管理を推進するとともに、検疫所等の違反発見状況などを参考に優先順位をつけ、効率的な監視指導を実施していくべきと考えます。</p> <p>食品への放射線照射については、我が国では原則として認められていませんが、国際機関であるコーデックス委員会の規格では一定の吸収線量の照射が認められており、諸外国等においては、それぞれリスク評価のうえ、殺菌等を目的として実施されています。</p> <p>また、食品への放射線照射の有無は検査だけではなく、輸入事業者への確認が必要となります。</p> <p>これらのことから、基本施策No.22「輸入食品対策」の概要に記載した残留農薬等の監視指導を優先的に実施すべきと考えています。</p> <p>なお、試験法の研究開発については、国際的な最新の知見を収集しながら実現可能性を検討し、適切に対応すべきと考えます。</p>
9			<p>許可されていない遺伝子組み換え食品や放射線照射食品などの市場流通があり、そのための対応強化が求められている。</p> <p>違反食品の国内流通を未然に防げる対応や、事業者の自主管理の推進を強めるべき。</p>		

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
10	P.15	基本23	「健康食品」対策	<p>推進計画 施策の柱2「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」及び基本施策No.23「健康食品」対策を評価する。推進計画では来春から導入される「機能性表示制度」に適切に対応していく」とある。食品は子どもから高齢者、アレルギー体質の人など全ての人を対象となるものなので、消費者への「健康食品」の知識啓発とあわせ、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望む。</p>	<p>「健康食品」については、市場流通の状況や違反状況を勘案して試買調査や調査結果の公表を行うとともに、監視指導を実施することが重要です。</p> <p>また、違反食品に対しては、販売禁止等の措置を行う必要があることから、その旨基本施策の概要に記載してあります。</p> <p>さらに、安全に利用するための注意事項などの都民への普及啓発を引き続き実施していく必要があるため、「健康食品」対策を重点施策としました。</p> <p>なお、新たな機能性表示制度については、現在、国で検討が行われていることから、国全体の規制を踏まえ、適切に対応していくべきと考えます。</p>
11	P.24 ~25	重点6		<p>検討中の新たな機能性表示制度は、国の認定制度ではないために公的機関の監視が重要。新たな機能性表示制度への適切な対応について、安全性の確認や担保への監視を強めるなどの具体策を求める。</p> <p>子どもの「健康食品」の利用が進んでおり、子どもの健全な成長のためにも食育の推進含め監視や啓発が必要。子どものサプリメント利用実態の調査や研究を進め、監視や啓発に活かすべき。</p>	
12	P.16 P.25	基本25 重点7	法令・条例に基づく適正表示の指導	<p>輸入食品の不安から、消費者も国産品を選択するようになった。消費者の偽装表示を見破ることは不可能であるため、遺伝子組換え表示なども含め適正表示の指導を強化し、偽装表示する業者がないように、監視体制の強化とともに、東京都が独自で罰則ルールをつくることを要望する。</p>	<p>食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割があります。また、食品表示法の施行などの制度改正を踏まえ、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要があることから、重点施策としました。</p>
13	P.16 P.25 ~26	基本28 重点8	食品安全に関する健康危機管理体制の整備	<p>アクリフーズの農薬混入事件以降、食品テロや食品防御への関心も強くなっている。「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会報告書」での指摘も十分参考にされた対応策が必要。</p> <p>食品テロへの対応含め、危機管理体制の充実を求める。緊急対応マニュアルの整備や公的機関の連携にとどめず、事業者の協力も視野に入れた総合的な連携強化を進めるべき。</p>	<p>食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面があります。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にもつながることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考えます。このため、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、No.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策とし、No.21「広域流通食品に対する監視」の概要に「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う」旨を追記しました。(P.15)</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
14	P.17 P.27	基本32 重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>リスクコミュニケーションの意義や役割を踏まえれば、その形態には工夫が必要。小規模な開催でより理解を深めていくことも重要。リスクコミュニケーションは様々な場や機会を通じて丁寧に展開・推進していく必要がある。P.7の「一堂に会して行う情報や意見交換の場の一層充実」にとどめず、小規模なリスクコミュニケーションも推進すべき。</p> <p>児童を対象とした体験型セミナーについては、前文での説明が十分なされておらず、唐突感がある。現行計画でも実施されてはいるが、児童を対象とした体験型セミナーを具体的事項として提示する必要性を説明すべき。</p>	<p>御意見のとおり、リスクコミュニケーションは様々な機会を通じて推進していく必要があることから、その旨追記し、大規模なリスクコミュニケーションを連想させる「一堂に会して」という表現を削除しました。(P.7、P.27)</p> <p>また、リスクを正しく理解する取組の例示として、重点施策10の説明に「体験型セミナー」を追記しました。(P.27)</p>
15	P.17 P.27	基本33 重点11	総合的な食物アレルギー対策の推進	<p>命にかかわるアレルギー表示はわかりやすい一括表示、表示拡大を行なう必要がある。可能なところからアレルギー表示は現行の表示制度を見直し、原材料とは別に欄を設けて、有無の表示をすること、また現行の推奨品目も表示を義務化することを要望する。ぜひ東京都で国に先駆けた取り組みをすすめるべき。</p>	<p>食品のアレルギー表示については、外食等における情報提供の在り方も含め、国で検討が行われており、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していく旨、また、アレルギー表示の監視指導の充実について追記しました。(P.27)</p>
16			<p>アレルギー表示は、場合によっては生命に関わる重要な表示である。流通食品の表現にとどめず、「外食での表示」についても積極的に提示すべき。また、表示の確認・監視は総合的な対策の一つとして具体的に力を入れる項目と捉えている。</p> <p>流通する食品に加えて外食でのアレルギー表示についての明記や、具体的事項に「適正な表示の確認・監視」を加えるべき。</p>		

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
17	P.18	基本34	食品の安全に関する食育の推進	<p>昨今の「食」をめぐるニュースは、食品テロ・食材偽装・食中毒・食品中の放射性物資等々、深刻かつ重要な問題だが暗いものが多いと感じている。そのような中、明るいニュースとして2013年12月に「多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重」、「栄養バランスに優れた健康的な食生活」、「自然の美しさや季節の移ろいの表現」、「年中行事との密接な関わり」等が評価され「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産として登録された。</p> <p>東京都においても「食べることの大切さ・楽しさ」を伝える食育イベントや食育の普及に向けてこれまで以上に力を注ぐことを要望する。</p>	御意見のとおり、都において食育の更なる充実に向け検討していくべきと考えます。
		基本35	都民の自主的な学習に対する支援		

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	行目	内容		
18	P.29	11行目	推進計画の見直し	<p>今回の推進計画は期間が6年間とやや長く、その間の国内外の状況変化が大きくなる可能性もある。中間時期に進ちよく状況を公表することをよい機会と捉え、公表と併せて意見募集などの手立ても講じて、節目としての計画の見直しを積極的に検討することで、状況変化に、より対応できる計画として実施できると考える。</p> <p>推進計画の見直しは、必要に応じて検討されるのは無論だが、推進計画の進ちよく状況を広く都民に公表する中間時期に、公表と合わせて都民から意見募集するなどの手立ても講じ、見直しを積極的に検討すべき。</p>	<p>食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では、十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化することも考えられます。このため、このような変化が想定を超えて大きい場合などには、必要に応じて推進計画の見直しを検討していくべきと考えます。</p> <p>また、推進計画の中間時期には進ちよく状況を広く都民に公表することを明記しており、審議会においても、進ちよく状況を確認しながら、上記のとおり見直しの必要性についても検討していくべきと考えます。</p>